

“市民に対する議会の約束”

議会基本条例の制定に向けて ご協力ください。

ところで、議会基本条例って何ですか？



地方議会が議会をどう運営するかを定めた条例で、議会が持つ最高規範のことです。
わかりやすく言うと、「市民に対する議会の約束」として、議会の役割と責務を明らかにした留萌市議会の憲法と呼べる条例です。
現在、道内では23市町村が制定しています。



なるほど！制定することで何が変わるの？

条例制定により「市民にわかりやすく開かれた議会」「市民とともに」の議会を目指しています。
議会・議員に関する基本的な活動原則を定めることで、議会の活性化を図り、議会が市民の負託に応え「自治の発展」「市民の福祉向上」に寄与することを最終的な目標として定めています。



そこで、成案化するために必要なのは…



議会と市民とで作る条例です。そのためには、市民の皆さまのご意見が非常に重要になってきます。
今回行っている“市民説明会”・“パブリックコメント（市民意見）”を通じ、素案に対するご意見をいただき、本条例の成案に至ります。
ご協力をお願い致します。



市民とともに歩む留萌市議会へ！

平成23年9月から、議会活性化推進特別委員会で取り組み、議論してきた留萌市議会基本条例ですが、いよいよ素案が完成しました。
これから平成26年10月の条例施行に向けて、さらに検討を重ねて参ります！



市民説明会にご参加下さい。

10月29日～31日の3日間にわたり、開催して参りました市民説明会ですが、11月は下記日程におきまして、
1日2回、2会場で同時開催 いたします。

直接、議員より議会基本条例（素案）についてご説明させていただきます。皆さまのお声をお聞かせいただきたく思っております。心を込めて、わかりやすく説明・対応させていただきます。市民の皆さまのお越しをお待ちしております。

日程：11月2日(土)14:00～と18:30～

場所：中央公民館・働く婦人の家(2カ所)

募集要項

**まだまだ
募集中です！**

議会基本条例(素案)についての パブリックコメント(市民意見)

募集期間…平成25年11月15日(金)まで

- 対象者…①市内在住、在勤または在学中の方
②市内に事務所や事業者を有する方
またはその団体
③市に納税義務のある方

応募方法…意見の提出は、留萌市議会事務局、市役所1F市民ロビー、は一とふる、市立病院、中央公民館、市立図書館、健康の駅にある用紙を使用し、下記の方法でお願いします。また、様式は議会のホームページからも印刷できます。

- (1) 郵送 〒077-8601 留萌市幸町1丁目11番地
留萌市議会事務局 宛
- (2) FAX 0164-43-6700 留萌市議会事務局宛
- (3) 電子メール 留萌市議会事務局アドレス
rumoishigikai@basil.ocn.ne.jp
- (4) 直接持参 留萌市役所3F議会事務局
- (5) 意見箱 留萌市役所1F市民ロビー、
は一とふる、図書館、中央公民館
に設置されている意見箱まで。

《応募意見の取扱いについて》

応募頂きましたご意見につきましては、内容について検討し、これに対する議会の考え方を公表する必要があると認められた場合は、後日公表いたします。

- 個々のご意見に対して直接、個別に回答はいたしません。意見公募結果の公表にあたっては、提出者の氏名その他の個人情報公表いたしません。
- 提出されたご意見は、住所氏名を除き、そのままの形で公表いたしますので、個人が特定される内容はできるだけ記入しないように留意してください。

留萌市議会基本条例(素案) 第6条 “市民参加”

議会は、市民の代表者で構成する機関であることを踏まえ、議会の政策活動において **市民が参加** できる機会の提供に努めるものとします。

